

第六十六号議案

東京都私立学校教育助成条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都私立学校教育助成条例の一部を改正する条例

東京都私立学校教育助成条例（昭和五十三年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。  
第十条第二項中「第六十四条第四項」を「第一百五十二条第五項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

私立学校法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十一号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。